附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二㈡イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン、冬正帽、夏正帽、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、飾緒、帽章、階級章及びバンド、別表第二㈡ロの規定による第二種冬服上衣、女性第三種冬服上衣、第二種冬服ズボン、第二種夏服上衣、女性第三種夏服上衣、第二種夏服ズボン、第一種冬正帽、第二種冬正帽、第一種夏正帽、第二種夏正帽、ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、ネクタイ、冬短靴、帽章、階級章、バンド及びベルト並びに海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三㈠イの規定による第一種作業服上衣、第二種作業服上衣、作業服ズボン、女性第一種作業服上衣、女性第二種作業服上衣、女性作業服ズボン、作業帽、帽章及び女性帽章は、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

告示

○総務省告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
新声会	鳩山　二郎	小澤　洋介	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員	鳩山　二郎、衆議院議員	二八、一二、七
日本アーティスト有意識者会議	三宅　洋平	田岡　恵子	沖縄県那覇市松尾二―五―三六	参議院議員	三宅　洋平、参議院議員	二九、一、二七

㈡　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
片山大介を応援する会	中村　尚作	板倉　勝教	兵庫県神戸市中央区元町通三―一七―八	片山　大介、参議院議員	二九、一、二〇

㈢　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山県鍼灸師政治連盟	内田　輝和	増江　譲二	岡山県岡山市北区本町五―二〇	二八、一二、二〇
救国政治連盟	及川　竜太	池上　広	東京都台東区浅草五―六七―九	二九、一、二七
私鉄兵庫高速交通政策研究会	小林　靖樹	川端　康弘	兵庫県神戸市長田区北町二―六一	二九、一、二四
政治結社護國會	前田　昌雄	今村　聿呂	鹿児島県鹿児島市船津町四―一二	二九、二、八
政治結社神国大和塾青年隊	繁森　義行	松尾　勝	兵庫県明石市魚住町清水三五三―一九―八	二九、一、一八
政治結社政道志団勇盛同志会	阿久津　勇	戸上　盛行	栃木県宇都宮市鶴田町一九六〇―一三二	二九、一、二六
政治結社「全日本愛國者共闘會議」	横山　和之	横山　和之	兵庫県神戸市中央区二宮町三―一〇―七	二九、一、一一
政治結社大日本憂志塾	竹内　真一	竹内　沙季	愛知県名古屋市港区浜二―二一二	二九、一、一九
投票権者の『民主政治修練塾』『国・地方議員オンブズ評定会議・議員報酬減額による国・地方政府のムダ使い、節約による財政再建健全化』【略称：投票権者の会】	山口　敏夫	加藤　修平	東京都千代田区永田町二―九―八	二九、一、二三
豊洲・東京五輪の疑惑究明！『百条委員会』『証人喚問』で国民の『税金“を吸血する頭の黒いネズミを“特定！投票権者は今、政治に何を求めているか『議会制民主政治を正す会』【略称：投票権者の会】	山口　敏夫	加藤　修平	東京都千代田区永田町二―九―八	二九、一、二七
日本民族青年同盟岡崎支部	堀之内淳二	永田　光生	愛知県岡崎市大門三―九―二六	二九、一、二三
北翠会	田中　宏幸	工藤　広祥	北海道釧路市春採三―一〇―一五三	二九、一、一三
林美会	三石　寛	中村　真一	福岡県福岡市中央区大名一―一二―五	二九、一、五
日本水を守る会	前田　昌雄	米山　栄作	鹿児島県鹿児島市船津町四―一二	二九、二、八

備考　従来、日本アーティスト有意識者会議は沖縄県選挙管理委員会に届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党参議院比例区第2総支部	秋野　公造	会計責任者の氏名	塩出麻里子	中島　隆治	二八、一一、一五
公明党参議院比例区第22総支部	宮崎　勝	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―四	埼玉県ふじみ野市上福岡五―七―二三	二九、二、一
自由党参議院比例区第7総支部	青木　愛	会計責任者の氏名	小原　貞裕	佐々木伸郎	二九、一、一六